20　人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について

（平成19年４月１日制定）

本研究科における修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の指導体制及び提出方法等は下記のとおりとする。

記

１　修士論文等の提出資格

修士論文等を提出しようとする者は，題目届までに授業科目を16単位以上を修得していること。

２　修士論文等の指導及び題目届

⑴　指導は，３人の指導教員（主となる指導教員及び副指導教員２人）の複数指導体制とする。主となる指導教員及び副指導教員は本研究科の教授，准教授，講師，若しくは助教とする。ただし，１人の教授を含むものとする。

⑵　修士論文等を提出する者は，１年次の６月末までに「研究計画の概要」を主となる指導教員に提出するものとする。また，２年次以降（人間発達専攻１年履修コースは，１年次）に題目届を提出するに当たっては「研究の進行状況」を主となる指導教員に報告のうえ，論文等の題目について承認を得るものとする。

３　修士論文等の提出期限

修士論文の提出期限は，１月17日とし，３か月前（10月17日）までに，主となる指導教員の承認を得て所定の様式で論文題目を提出するものとする。次年度の９月修了予定者は，提出期限（７月17日）の３か月前（４月17日）までに，上記の手続きで論文の題目を提出するものとする。

ただし，人間発達専攻１年履修コースの修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出期限は，２月15日及び８月15日とし，その題目の提出期限は11月15日及び，５月15日とする。

なお，提出期限の日が休業日に当たるときは，その次の業務日とする。

４　修士論文等の審査

修士論文等の審査は，主となる指導教員を主査，副指導教員２人を副査とする３人の審査委員により行い，審査結果を教授会に報告するものとする。また主となる指導教員が講師若しくは助教の場合は，副指導教員である教授又は准教授を主査とする。

５　特例修了者に係る修士論文の提出資格判定

優れた業績をあげ，１年又は１年６か月の在学で修士論文を提出する者については，主となる指導教員の承認を得て，判定に必要な修士論文等を所定の期日（※）までに研究科長へ提出するものとする。

上記の提出があった場合，研究科長は判定委員会を構成するものとし，判定委員会は，提出された修士論文等に基づき，提出資格の有無を判定する。

判定委員会の構成は，当該講座１名，所属専攻１名，指導教員１名，他専攻２名の計５名とする。

※所定の期日…修学期間が１年の場合（３月修了者）は，10月17日とし，１年６か月の場合（９月修了者）は，５月15日とする。なお，提出期限の日が休業日に当たるときは，その次の業務日とする。

６　修士論文等の公開

⑴　学生の所属する専攻又は講座で修士論文等の発表会を開催するなど，研究成果を公開し，その水準の維持向上を図るものとする。

⑵　研究科は，毎年度，修士論文等個々の概要をまとめた冊子を作り，各専攻又は講座及び図書室に備えて，閲覧に供するものとする。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。